

【基本利用料】 1ヶ月30日として計算

		基本 単位	介護保険費用		食事費用	居室費用	1ヶ月合計	
			1割負担	2割負担			個室	多床室
【一般】	要介護1	547単位	17,149円 34,298円	1,380円 /日額	個室 1,150円 /日額  多床室 840円 /日額	93,049円 110,198円	83,749円 100,898円	
	要介護2	614単位	19,249円 38,498円			95,149円 114,398円	85,849円 105,098円	
	要介護3	682単位	21,381円 42,762円			97,281円 118,662円	87,981円 109,362円	
	要介護4	749単位	23,482円 46,964円			99,382円 122,864円	90,082円 113,564円	
	要介護5	814単位	25,519円 51,038円			101,419円 126,938円	92,119円 117,638円	
【旧措置者】	要介護1	547単位	17,149円 34,298円			93,049円 110,198円	83,749円 100,898円	
	要介護2・3	653単位	20,472円 40,944円			96,372円 116,844円	87,072円 107,544円	
	要介護4・5	781単位	24,485円 48,970円			100,385円 124,870円	91,085円 115,570円	

※ [利用日数×基本単位×10.45 (地域加算による1単位あたりの単価)] の1割 or 2割相当額

【食事の提供に関わる費用及び居住費】

食事の提供に関わる費用	居住費〈個室〉	居住費〈多床室〉
日額 1,380円	日額 1,150円	日額 840円
※利用日数により計算	※暦日数により計算(外泊・入院控除なし) 入退所月のみ在所日数計算	

注)「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの場合は認定証に記載された金額となります。ただし、外泊時費用の算定対象期間外は適用されません。

【各種加算／共通】

日常生活継続支援加算	36単位/日	※当施設の職員体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位/日		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位/日		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日		
看護体制加算(Ⅰ)	6単位/日	口腔衛生管理体制加算	30単位/月
看護体制加算(Ⅱ)	13単位/日	個別機能訓練加算	12単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	22単位/日	栄養マネジメント加算	14単位/日

【その他加算／共通】

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	全単位数(基本単位及び加算・減算)の8.3%に相当する単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	全単位数(基本単位及び加算・減算)の6.0%に相当する単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	全単位数(基本単位及び加算・減算)の3.3%に相当する単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%に相当する単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%に相当する単位数

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)については、当施設における介護職員賃金改善体制により、該当するいずれかひとつを算定いたします。

【各種加算／該当者のみ】

経口移行加算	28単位/日	※該当する場合、ご利用者・ご家族に内容及び個別計画について説明・同意の上、月の合計単位に加算
経口維持加算Ⅰ	400単位/月	
経口維持加算Ⅱ	100単位/月	
看取り介護加算	144単位/日 680単位/日 1280単位/日	※該当する場合、ご利用者・ご家族に内容及び個別計画について説明・同意の上、月の合計単位に加算 ※看取り時期により、1日毎にそれぞれ144・680・1280単位
初期加算	30単位/日	入所日から30日間(30日を超える外泊等、その後の再入所も同様)
外泊時費用	246単位/日	入院または居宅における外泊時(月6日を限度とする)
療養食加算	18単位/日	医師の食事せんに基づく特別な療養食を提供した場合
口腔衛生管理加算	110単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月4回以上行った場合
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	若年性認知症により要介護者になった入所者に指定介護福祉施設サービスを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	認知症により、医師が緊急入所を認めた場合(入所日から起算して7日を限度とする)
退所前訪問相談援助加算	460単位/回	退所前後に居宅を訪問し相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460単位/回	
退所時相談援助加算	400単位/回	退所時に、退所後のサービス利用についての相談援助を行った場合
退所前連携加算	500単位/回	指定居宅介護支援事業者へ、退所後のサービス利用について文書情報を提供し、連携して調整を行った場合
在宅復帰支援機能加算	10単位/日	退所後30日以内に居宅を訪問、又は指定居宅介護支援事業者からの情報提供により、在宅生活が1か月以上継続する見込みであることを確認・記録した場合

\* 地域加算により、1単位あたりの単価は10.45円。

\* 上記利用料等は、法律の改正等により、変更される場合があります。

【その他利用料】

日常生活において必要とされるものであって、利用者負担が適当と認められる費用

※別添「実費サービス一覧表」記載の料金

- \* 料金は、基本的に利用料請求書に合算して請求されます。  
※項目によっては、都度現金払いのものもあります。
- \* 料金は、状況に応じ変動・改定することがあります。その場合、事前に改定後の料金についてご説明させていただきます。
- \* 実費サービスのご利用は、あくまでもご利用者が希望された場合、またはご家族からのご依頼による場合に限りです。

(2) 支払方法

- ① 月毎の料金については、1ヶ月ごとの請求となります。
- ② ①の施設利用料は、提携病院の診療費、調剤費、その他立替金等をあわせて、翌月末日までに口座自動引落としの方法でお支払いいただきます。  
料金をお支払いいただいたときは、利用料の明細を付した領収書を発行いたします。